

現場代理人の常駐義務緩和措置について

本市では、現場代理人は工事現場に常駐することと定めており、一人一現場の制約を設けていましたが、市内建設事業者の受注機会の拡大を図るため、現場代理人の常駐義務の緩和（兼任配置）を実施しております。令和5年度より現場代理人の常駐義務緩和要件を拡大します。

（※ が改正点です。）

1 現場代理人の兼任配置の対象となる工事

- ・伊勢原市が発注した工事
- ・伊勢原市に本店を有する者が受注した工事
- ・請負代金がそれぞれ4000万円未満の工事

ただし、次の場合は兼任配置を認めることはできません。

- ・契約変更により請負代金が4000万円以上となった場合
- ・入札公告において兼任配置をすることができない旨を明示した工事
- ・前年度中に完成したいずれかの工事において、その工事成績評定点が65点未満であった者が受注した工事
- ・現に施工中の工事において、着工が遅れているなど、新たに現場代理人を兼任させることが不相当と認められる場合。現場代理人の兼任を希望する場合は、施工中の工事の監督員等と事前に調整をしてください。

2 兼任配置ができる工事件数

現場代理人1人当たり2工事まで、1受注者当たり4工事まで。

3 連絡員

兼任配置をするときは、それぞれの工事に必ず連絡員を配置してください。現場代理人が作業期間中にやむを得ず工事現場を離れる場合は、必ず連絡員が常駐し、携帯電話等により常時連絡が取れる状態を確保し、監督員との連絡に支障をきたさないようにしてください。連絡員は、現場代理人が工事現場を離れるときに、監督員との確実な連絡体制を確保するための人員であり、現場代理人の権限を行使できる者ではありませんのでご注意ください。

連絡員は、受注者と直接的な雇用関係にある者としませんが、建設業許可を受けた当該工事における下請業者と直接的な雇用関係のある者も連絡員となることができます。

ただし、元請、下請を問わず、営業所ごとの専任技術者は連絡員となることはできません。

4 現場代理人兼任配置の手続き

現場代理人を兼任配置しようとする場合は、新たな工事案件の落札候補者になった際、「現場代理人兼任配置届」を契約担当課に提出してください。

※建設業法の主任技術者の兼任について

現場代理人の兼任により、建設業法における主任技術者も「他の工事と兼任」となる場合は、「請負工事現場代理人等選任届」の提出が必要となります。

5 留意事項

- ・現場代理人は必ずどちらかの工事現場に常駐してください。同時に両工事の現場を不在とすることはできません。
- ・受注者は、兼任配置としたことによる事故等が起きることがないように、安全管理を徹底してください。
- ・受注者は、兼任配置とした工事について、工期内の履行を徹底してください。
- ・現場代理人は、監督員から求められた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応をおこなってください。
- ・兼任配置とした工事において、施工管理体制が不十分と判断した場合は、市は兼任配置を解除します。
- ・改正後の規定は、令和5年4月1日から適用します。
(3月31日以前に契約した工事について4月1日以降に兼任を行う場合も、改正後の規定が適用されます。)